

水環境課物品銘柄選定検討委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、水環境課で購入又は賃借（以下「購入等」という。）する備品・消耗品（以下「物品」という。）を適正に選定することを目的とする水環境課物品銘柄選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は第5条の規定に基づき、事業担当主査等から意見を求められた物品の銘柄選定について調査審議する。

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 水環境課長

副委員長 総務担当副課長

委員 副課長、主幹及び総務・騒音・悪臭担当主査

2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(物品銘柄指定理由書の提出)

第5条 事業担当主査等は、一品の備品を購入等し又は一括して同一品目の物品を購入等するときで、その金額が10万円以上100万円未満である場合において銘柄を2以上選定できないときには、物品銘柄指定理由書を提出し、検討委員会の意見を求めなければならない。

物品銘柄指定理由書の様式は別添のとおりとする。

(調査審議)

第6条 検討委員会は、物品の銘柄選定の調査審議に当たっては、品質、性能、価格及び納入実績等について留意するものとする。

2 検討委員会は、必要があるときは関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

3 委員長は、銘柄を2以上選定することが真にやむを得ない事情によりできないと認めるものについては、検討委員会における調査審議を経ずに第7条の規定に基づき意見を述べるることができる。

(意見)

第7条 委員長は検討委員会の調査審議結果に基づき、物品の銘柄選定について検討委員会に意見を求めた事業担当主査等に文書でその意見を述べるものとする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、総務・騒音・悪臭担当に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

物品銘柄指定理由書

水環境課物品銘柄選定検討委員会委員長 様

年 月 日
担当・職・氏名

品名	規格(型式)			
製造等業者名	予算額			
銘柄を選定する理由				
類似品の有無 有 ・ 無				
比較項目	選定品	類似品1	類似品2	判定